

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願添付一覧

◎証明書の発行は、生産緑地の買取り申出が可能であることが前提です。

[主たる従事者が死亡の場合]

- 1 登記事項証明書（下記参照）（全部事項証明書、3か月以内）
- 2 申出者の住民票抄本（3か月以内）
※共有名義の場合は全員分

[主たる従事者が故障の場合]

- 1 登記事項証明書（下記参照）（全部事項証明書、3か月以内）
- 2 診断書
（病名及び農業従事が不可能であることが確定していることが記載されたもの）
※「疑い」では不可
- 3 申出者の住民票抄本（3か月以内）
※共有名義の場合は全員分

相続権者が未登記の場合等について、以下の書類が必要です。

- (1) 相続権者が未登記の場合
 - ・遺産分割協議なし（戸籍謄本、住民票、相続関係図等）（原本1通）
 - ・遺産分割協議済み（遺産分割協議書類一式〔戸籍謄本、印鑑証明書等〕相続関係図等）（1通）
- (2) 土地所有者の現住所と登記事項証明書の所有者の住所が異なる場合
住所のつながりが確認できる書類（戸籍の附票等）

◆買取り申出が可能か、故障の場合は診断書の記載内容、表現が適当かについて、事前に都市政策課と調整してください。

◆都市政策課への提出に使用する等の事情により、添付書類の原本還付を希望される場合は、原本とその写し（コピー）を提出してください。
確認後、原本を還付します。